

精華町第9次高齢者保健福祉計画・精華町第8期介護保険事業計画 策定方針（素案）

精華町では、次期計画について、次のような方針のもとで策定作業を進めていきます。

■策定趣旨

団塊の世代が後期高齢となる2025年(令和7年)及び高齢者が最も多くなる2040年(令和22年)後を見据え、高齢になっても住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができるよう、医療・介護・予防・住まい・生活支援が一体的に提供される地域包括ケアシステムの構築が必要です。

精華町では、2018年(平成29年)3月に策定した「精華町第8次高齢者保健福祉計画」に基づき、高齢者福祉施策を推進してきました。今般これを見直し、地域包括ケアシステムの深化・推進を進め、高齢福祉のさらなる充実を図るものです。

■計画の位置づけ

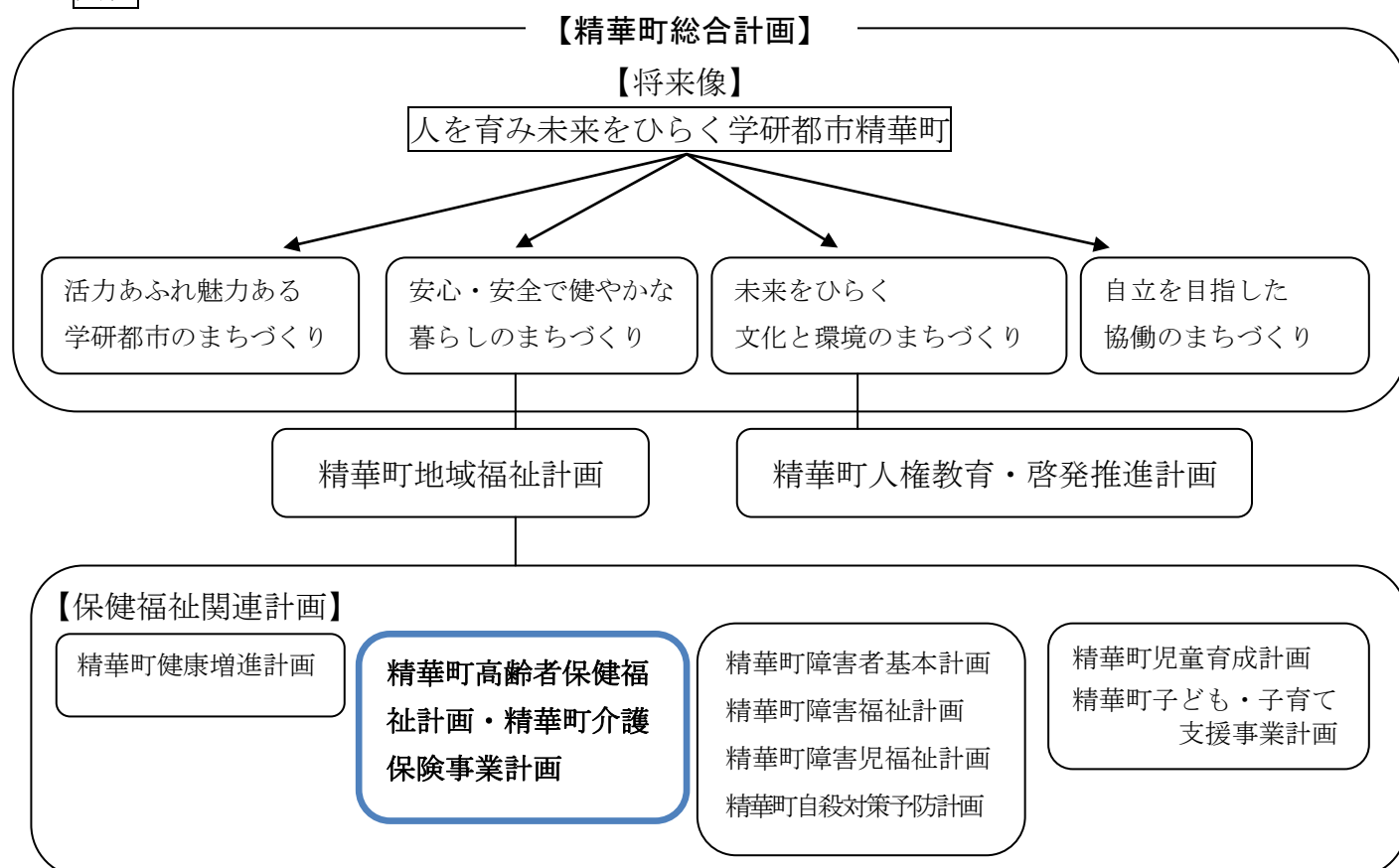
高齢者保健福祉計画は、老人福祉法第20条の8に、介護保険事業計画は介護保険法第117条に基づく市町村計画として策定する計画である。（別添参考資料参照）

高齢者保健福祉計画は、要介護認定者等に限らず高齢者全般にわたる計画であり、介護保険事業計画と相互に連携する必要があるため、2つの計画を一体化して策定する。

上位関連計画には、「精華町総合計画」及び「精華町地域福祉計画」があり、本計画は、精華町地域福祉計画の福祉分野の個別計画として位置付けられる。

また、「精華町地域福祉計画」「精華町健康増進計画」「精華町障害者基本計画・障害福祉計画」「精華町児童育成計画精華町子ども・子育て支援事業計画」「精華町人権教育・啓発推進計画」等との整合を図る。

図表

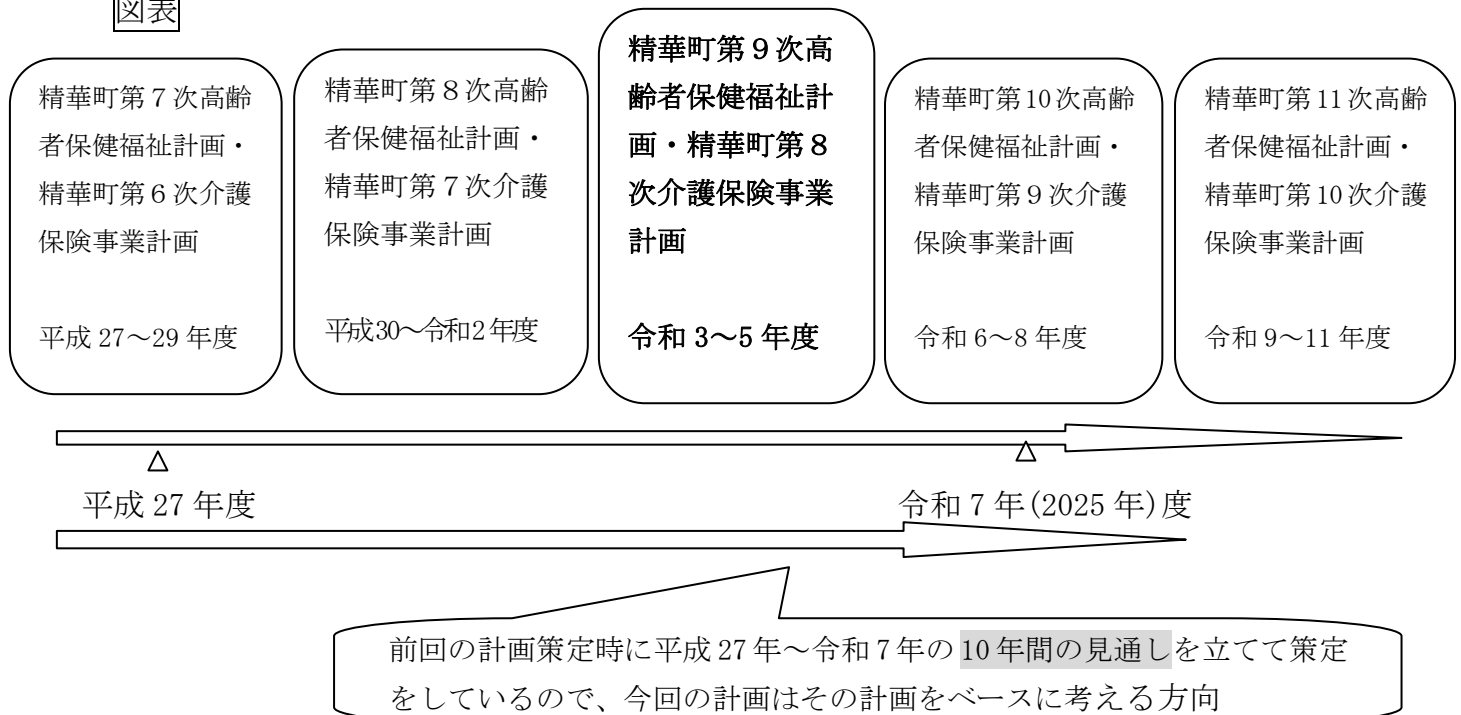


■ 計画期間について

【2040 年まで見据えて計画期間として設定】

- 第 9 次高齢者福祉計画は、団塊の世代が後期高齢者となる 2025 年(令和 7 年)及び高齢者数が最も多くなる 2040 年(令和 22 年)を見据えて段階的に取り組みを進めるための計画として策定します。
- 第 8 期介護保険事業計画は 2021 年(令和 3 年)～2024 年(令和 6 年)度の 3 年間を計画期間として策定します。
- 第 9 次高齢者福祉計画は、第 8 期介護保険事業計画の改定にあわせて、必要に応じて見直します。

図表



※P D C A (PLAN 計画 DO 実行 CHECK 評価 ACT 改善)の一環として、介護保険事業計画等の達成状況等について、実績の評価を行い、新たな取組につなげていくことが重要。

■ 「施策領域」「施策」について

- 現計画は 2 つの施策の柱とそれぞれ 6 の施策領域、合わせて 12 の施策領域で構成しています。この枠組みを基本として、国の動向や要介護・要支援者の増加、町の高齢者を取り巻く課題を踏まえて、施策領域の再設定や施策の充実を図ります。
今回は、「その人らしい高齢期の暮らしと活動を応援する施策」の柱に一つ施策領域を増やします。あわせて、「介護等が必要になったときの安心をつくる施策」の③認知症対策の充実の施策目標を変更します。

(1) その人らしい高齢期の暮らしと活動を応援する施策に、「災害や感染症への対策」を領域に追加し、地震や豪雨などの災害発生や新型コロナウイルス感染症等防災や感染症への対策を図り、備えを充実していきます。また、施策目標として「非常時においても自分や家族等の安全を確保し、安心して過ごせる。」とします。

(2) 認知症施策推進大綱等を踏まえ、「介護等が必要になったときの安心をつくる施策」の③認知症対策の充実の施策目標を「認知症の理解が進み、認知症になっても自分らしく暮らすことができる。」に変更します。